

令和4年第4回美浜町議会定例会

(令和4年8月31日開議)

町長あいさつ（提案理由の説明）

本日ここに、令和4年第4回美浜町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、お繰り合わせご出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼申し上げます。

それでは、開会にあたり、町政運営に関する所信の一端を申し述べますとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明申し上げます。

今年の夏は、例年よりも梅雨明けが早く、6月から最高気温が35度を超える猛暑日が連続するなど、非常に厳しい暑さとなりましたが、大気が不安定な状態が続き、局地的な豪雨による水害や土砂災害が全国各地で頻発しております。県内におきましても、8月5日の未明から間断的に線状降水帯が発生し、南越前町を中心に記録的な豪雨による土砂崩れや浸水などの甚大な被害が発生しました。

この災害により、北陸自動車道や国道8号、365号が相次いで通行止めとなり、JR北陸線も運休するなど、一時は、嶺北と嶺南はもとより、北陸圏と関西・中部圏を結ぶ大動脈が完全に寸断されるという未曾有の状況に陥りました。

このような状況の下、本町では8月7日、南越前町から要請を受け、飲料水や非常食をはじめとした支援物資を届けると共に、その翌日から8月19日まで、災害復旧ボランティアとして延べ52名の職員を派遣したところであります。

被災された皆様に、改めてお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い日常生活の回復をお祈り申し上げます次第であります。

私といたしましても、改めて線状降水帯の恐ろしさを痛感するとともに、想定される自然災害はもとより、原子力災害をも見据えた交通インフラの多重化と強靱化の必要性を強く認識したところであります。

こうした教訓をしっかりと受け止め、防災対策はもとより地域防災力の向上に鋭意取り組んでいく所存であります。

次に、新型コロナウイルス感染状況等について申し上げます。

今年は、新型コロナウイルス感染対策の行動制限がない3年ぶりの夏となりましたが、全国の新規感染者数は、一時期は20万人を超えるなど第7波の勢いは衰えず、県内においても、新規感染者の高止まりが続いており、「感染拡大警報」は、9月30日まで延長されたところであります。

町内では、7月以降、感染者が急増しており、若い世代から徐々に重症化リスクの高い高齢者に感染が広がってきております。

引き続き4回目のワクチン接種を進めるなど、感染拡大防止対策に、全力で取り組んでまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、美浜発電所3号機について申し上げます。

美浜発電所3号機の運転再開予定を、8月12日として準備を進めておりましたが、8月1日に、管理区域内で一次冷却水が漏えいする事象が、8月21日には、一次冷却水の補給タンクの圧力が一時的に降下するなどの事象が発生したため、原因や再発防止策等が明確となるまで再稼働を見送ることとなりました。

これらの事象による外部への放射能の影響はなかったことを確認しておりますが、事業者の設備点検等の管理に問題があったことは明らかであり、大変遺憾であります。

事業者には、工程ありきではなく、安全を最優先に原因究明と再発防止策の徹底、類似箇所の再確認を行うよう、強く申し入れたところであります。

今般、事業者より原因究明の結果と適切な再発防止策が示され、原子力規制委員会の了解を得たことから、昨日、美浜発電所3号機の原子炉が起動いたしました。

我が国がエネルギー価格の高騰や、電力需給の逼迫などエネルギー危機にある中、危機の克服とGX推進に資するベースロード電源・脱炭素電源として果たす役

割に期待しているところであります。

事業者には、営業運転に向け、安全を最優先に進めることはもとより、細部にわたり緊張感をもって発電所の運営管理を徹底するなど、更なる安全・安心の確保をお願いするものであります。

次に、原子力政策等について申し上げます。

8月24日に、国の第2回GX実行会議が開催され、エネルギーの安定供給の再構築に係る「原子力政策の今後の進め方」が示されました。

この中で、安全確保を大前提とした運転期間延長による原子力発電所の最大限の活用、次世代革新炉の開発・建設など4点について検討を進めることとされておりますが、これら全てが、原子力政策の明確化等を訴え続けてきた我々立地地域の声に応える一歩踏み込んだ前向きな検討方針が示されたものと理解しております。

これら事項の着実な実行に向け、具体的な議論が加速することを期待するものであり、検討状況を注視してまいります。

次に、国の原子力総合防災訓練について申し上げます。

昨年10月の県原子力総合防災訓練に引き続き、今秋、国の原子力総合防災訓練が美浜発電所を対象に実施されることとなりました。

この訓練は、昨年1月に国が策定した「美浜地域の緊急時対応」の実効性をより一層高めることを目的としており、具体的な訓練内容等については、今後、関係機関等と検討、調整が進められるものと伺っておりますが、町民の皆様のご理解とご協力、参画につながるよう準備を進めてまいります。

次に、道の駅「はまびより」を中心としたにぎわいゾーン整備の状況について申し上げます。

道の駅「はまびより」の核となる地域づくり拠点化施設は、6月17日に起工式

が執り行われ、年度内の完成を目指し、基礎工事を進めているところであります。施設のテナントにつきましては、レストランや直売所など出店事業者がほぼ決まり、細部の調整段階となっております。

また、この施設と一体的に進めている美浜駅や駅前広場の改修工事、県道駅前線の改良工事も順調に進めており、美浜駅舎については8月より供用を開始したところであります。

今後とも、来年春の開業に向け、しっかりと事業間調整を図るなど、工事はもとより、開業準備を着実に進めてまいります。

次に、地域“あいあい”ほっとミーティングについて申し上げます。

次世代を担う若者の町政に対する理解とまちづくりへの参画意識、そして地域愛を醸成するため、地域“あいあい”ほっとミーティングの中学生編と高校生編を開催いたしました。

8月9日には、美浜中学校3年生14名が、また、8月19日には二州管内の高校生11名が参加し、町議会を模した委員会形式で実施したもので、議員となった生徒たちからは、地域の課題やまちづくりに関し、観光・教育・福祉など幅広い分野において、若者ならではの斬新な意見や施策が数多く提案されました。

私をはじめ理事者側となった若手職員と共に、有意義な意見交換を行うことができたと考えております。

町といたしましても、こうした若い視点の提案等をしっかり受け止め、その実現に少しでも繋げていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの普及促進について申し上げます。

マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるツールであり、町民の利便性の確保のため、必要不可欠なものと考えているところであります。本町でも、今年度、住民票や戸籍関係書類、税証明書などをコンビニでマイナンバーカードを使って取得できるサービスを導入する予定であり、引き続き、様々な行政サービスやD

X推進へのツールとして活用できるよう取り組んでまいります。

そのため、全町民のマイナンバーカードの取得を目指し、9月1日に住民環境課内に「マイナンバーカード普及推進室」を設置することといたしました。普及推進室では、カードを取得するメリットや安全性等についての広報や、カード取得へのインセンティブの付与など普及促進策を実施してまいります。

それでは、本日ご提案いたしました各議案につきまして、その概要と提案理由をご説明申し上げます。

議案第52号 令和4年度美浜町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定につきましては、美浜町公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、美浜町浄化センターの改築修繕・耐震補強を実施するもので、日本下水道事業団と委託協定を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号 美浜町レイクセンターの指定管理者の指定については、指定管理者の候補者として、美浜町公の施設指定管理者選定審議会の意見を聴いて、三方五湖DMOを選定したので、同社を指定管理者として指定したく、議会の議決を求めらるものであります。

議案第54号から議案第65号までの12議案は、令和3年度の一般会計及び各特別会計、並びに上水道事業会計の決算の認定についてであります。去る7月20日、21日及び8月17日に、監査委員による決算審査を受けましたので、その審査意見書を確認いただき、ご認定賜りたくお願い申し上げます。

令和3年度の一般会計は、レイクセンター、観光農園、ケーブルテレビ施設及び防災情報伝達システム等の複数の大規模ハード整備事業を実施したことから、令和2年度と比較いたしますと、歳入で7億7,967万9千円増の121億4,742万7千円、歳出で3億888万3千円増の109億5,406万8千円と過去最大の決算規模となったものであります。

その他、各特別会計や企業会計を含めた種々の経費につきましては、決算書等において詳細に説明させていただいておりますが、「第五次美浜町総合振興計画」及び「美浜創生総合戦略」に掲げる施策を着実に推進するとともに、選択と集中による行財政運営に取り組んだところであります。

また、財政健全化法に基づく本町の令和3年度財政健全化判断比率、並びに公営企業会計に係る資金不足比率の状況につきましては、いずれの指標におきましても基準値内であり、町財政の健全性は確保されております。

今後とも、財政指標等を注視しながら、一層の行財政改革に努めるとともに、持続可能な財政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第66号 令和4年度美浜町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ12億7,355万円を追加し、予算総額を103億234万9千円とするものであります。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、議会費においては、議場音響システムを更新するとともに、新たに映像システムを導入する経費として4,900万円を計上いたしました。

総務費においては、総合振興計画の優先施策であります「情報化社会の推進」の一環として、マイナンバーカードを活用した住民の利便性向上を図ることを目的にカード取得を促進するキャンペーン実施の経費として2,649万9千円を計上いたしました。

また、北陸新幹線敦賀開業を見据え、JR小浜線を利用した観光誘客を図るため、同線の利用者を対象とした観光タクシー、食事、土産をセットにした割引クーポン券やハマベリーの割引クーポン券の発行経費の他、来年度に計画している庁舎改修工事に向けた実施設計の経費、令和3年度の歳入歳出決算上生じた剰余金の財政調整基金への積立金などで、4億8,560万2千円を計上いたしました。

民生費においては、保育園の事務作業の効率化を図り、保育の質の向上に注力するための「保育業務支援システム」導入に向けた実施設計の経費として125万円を計上いたしました。

農林水産業費においては、町農業基本計画に基づき、新規就農者等の確保・育成を目的として、園芸リースハウスの施設整備に係る補助等に8,971万9千円を計上いたしました。

商工費においては、電池推進遊覧船等の安全で快適かつ円滑なクルーズ環境を整備するため、航路である浦見川エリアにおける安全航行システムを県、若狭町と連携し構築する経費の他、周遊滞在型の観光を推進するため、「旅の目的」として選ばれる魅力ある宿泊施設への改修に係る補助として、1億3,264万円を計上した他、新規進出企業に対する企業誘致助成金及び雇用促進奨励金として、1億8,600万円を計上いたしました。

土木費においては、降雪時における道路の適切な除排雪を実施する経費として7,821万1千円を計上いたしました。

以上が歳出予算の主なものでありますが、これに対する歳入といたしましては、前年度繰越金9億116万1千円、繰入金1億9,219万8千円、国・県支出金1億7,828万8千円、地方特例交付金141万8千円などを充当し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、各特別会計の補正予算概要について申し上げます。

議案第67号 令和4年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、システム改修及びレセプト点検に係る費用として145万1千円を追加し、予算総額を12億1,464万円とするものであります。

議案第68号 令和4年度美浜町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険料の還付金として30万円を追加し、予算総額を1億5,769万円とするものであります。

議案第69号 令和4年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護保険事業勘定において、前年度における介護給付費等国県負担金等の精算返還金などで1,637万9千円を追加し、予算総額を11億5,941万1千円とするものであります。

議案第70号 令和4年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、東部簡易水道施設の送水ポンプの故障に伴う取替工事に係る経費として、233万円を追加し、予算総額を2億7,741万7千円とするものであります。

議案第71号 令和4年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、美浜町の効率的な下水道事業を進めるための公共下水道事業計画変更に係る経費として344万円を追加し、予算総額を5億8,901万2千円とするものであります。

議案第72号 令和4年度美浜町住宅団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、新たな分譲地において、町エネルギービジョン及び県嶺南Eコースト計画に基づく、ゼロカーボン・スマートエリアの形成を目指すための調査に係る経費として、1,265万円を追加し、予算総額を6,423万8千円とするものであります。

議案第73号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児休業の取得回数制限を緩和するとともに、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和をするなど、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備

したく、本案を提出した次第であります。

議案第74号につきましては、企業誘致の促進を図るため、企業立地助成金の指
定要件の緩和に係る規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第75号 字の区域の変更につきましては、土地改良法に基づく団体営土地
改良事業乙見地区の施行に伴い、字の区域を変更したく、本案を提出した次第であ
ります。

以上ご提案いたしました議案について、それぞれ概要をご説明申し上げました
が、不備な点につきましては、その都度、私又は関係者からご説明申し上げますの
で、何卒慎重ご審議の上、妥当なご決議を賜りますよう、お願い申し上げ、ご挨拶
と提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。